

栃木市建設工事等請負業者選定要綱運用基準

この基準は、栃木市建設工事等請負業者選定要綱（平成22年栃木市告示第143号。以下「要綱」という。）において、栃木市建設工事等請負者選考委員会（栃木市建設工事等請負者選考委員会規程（平成22年栃木市訓令第62号）第1条に規定するものをいう。以下「委員会」という。）が別に定めるものとされた事項のほか、要綱の運用について必要な事項を定めるものとする。

第1 要綱第2条関係

要綱第2条第1項の資格及び格付の審査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 要綱第3条各号に規定する条件への該当の有無に関すること。
- (2) 地域区分の決定に関すること。
- (3) 格付の決定に関すること。

第2 地域区分の定義

前項第2号の地域区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内業者 栃木市内に本店のある業者
- (2) 準市内業者 栃木市内に支店等の営業所があり、かつ、次に掲げる事項を全て満たす者
 - ア) 当該営業所に本店から入札契約権限の委任を受けた者が代表者（以下「受任者」という。）として配置されていること。
 - イ) 当該営業所が入札参加資格審査申請書を提出した業種を営業するために必要となる法令上の許可、認

可又は届出等を有していること。

ウ) 当該営業所に受任者のほか1名以上の従業員が常駐していること。

エ) 当該営業所に営業にあたって必要となる機器類及び什器類が備え付けられていること。

オ) 当該営業所名等が記載された看板が、当該営業所の外部に、第三者が認識できる状態で設置されていること。

カ) 栃木市の法人市民税が課税され、かつ、完納していること。

(3) 県内業者 栃木県内に本店のある業者

(4) 準県内業者 栃木県内に支店等の営業所があり、かつ、次に掲げる事項を全て満たす者

ア) 当該営業所に本店から入札契約権限の委任を受けた者が代表者（以下「受任者」という。）として配置されていること。

イ) 当該営業所が入札参加資格審査申請書を提出した業種を営業するために必要となる法令上の許可、認可又は届出等を有していること。

(5) 県外業者 前各号以外の業者

第3 要綱第4条関係

(1) 格付は、建設業法第27条の2第3項に定める経営に関する客観的事項の審査結果に基づく客観点数に、市が定める発注者別評価の点数（以下「主観点数」という。）を加算又は減算した総合点数により行う。ただ

し、主観点数の加算又は減算は、市内業者のみを対象とし、その他の業者の総合点数は客観点数のみにより算定するものとする。

(2) 主観点数は、次に掲げる事項により算出した点数の合計点とする。

ア) 工事实績により算出した点数

工事種別ごとに工事受注件数、工事成績評定、優良建設業者表彰及び指名停止措置に基づき算出する点数とし、算出方法等は、別記1によるものとする。

イ) 地域貢献により算出した点数

本市行政施策への協力のほか地域社会へ貢献の有無に基づき算出する点数とし、算出方法等は、別記2によるものとする。

(3) 要綱第4条第1項第1号から第3号に掲げる事項は、次のとおりとする。

工事種別	等級区分	等級を決定するための判定基準となる総合点数
土木一式工事	A級	880点以上
	B級	730点以上880点未満
	C級	630点以上730点未満
	D級	630点未満
建築一式工事	A級	780点以上
	B級	630点以上780点未満
	C級	630点未満
舗装工事	A級	780点以上
	B級	530点以上780点未満
	C級	530点未満
電気工事	A級	780点以上
	B級	530点以上780点未満
	C級	530点未満
管工事	A級	780点以上
	B級	530点以上780点未満
	C級	530点未満
水道施設工事	A級	780点以上
	B級	530点以上780点未満
	C級	530点未満

上記以外の 建設工事等	格付を行わない
----------------	---------

第4 要綱第9条第3項関係

格付の等級ごとに設定する発注の基準価格は、次のとおりとする。

工事種別	建設業者等 の等級区分	基準価格
		(消費税等を含む予定価格)
土木一式工事	A級	1,500万円以上
	B級	1,500万円未満
	C級	1,000万円未満
	D級	500万円未満
建築一式工事	A級	2,000万円以上
	B級	2,000万円未満
	C級	500万円未満
舗装工事	A級	1,000万円以上
	B級	1,000万円未満
	C級	500万円未満
電気工事	A級	1,500万円以上
	B級	1,500万円未満
	C級	500万円未満
管工事	A級	1,500万円以上
	B級	1,500万円未満
	C級	500万円未満
水道施設工事	A級	1,500万円以上
	B級	1,500万円未満
	C級	500万円未満

第5 建設業者等の格付を行わなかった建設工事等の条件付き一般競争入札

の入札参加資格要件の設定の運用

- (1) 建設業者等の格付を行わなかった建設工事等の条件付き一般競争入札参加資格要件においては、原則、総合点数による条件を設定するものとする。
- (2) 前号の総合点数の設定は、原則として、前項の表のうち、土木一式工事における基準価格及びそれらに対応する建設業者等の等級区分を参考として、当該工事の予定価格に対応する建設業者等の等級区分に格付さ

れた者と同等以上と認められる者を参加させるよう行うものとする。

第6 条件付き一般競争入札の入札参加資格要件の設定における地域要件の運用

- (1) 条件付き一般競争入札の入札参加資格要件に事業者の所在地に係る条件（以下「地域要件」という。）を付すときは、原則として、市内業者のみを参加させるよう地域要件を設定するものとする。
- (2) 前号に基づき地域要件を設定した場合において、要綱第9条に規定する条件付き一般競争入札の入札参加可能業者数を満たさないときは、要綱第10条第2項の規定により、入札参加資格要件に設定した等級区分の上位に属する等級を加えるものとする。
- (3) 前号の規定によっても、要綱第9条に規定する条件付き一般競争入札の入札参加可能業者数を満たさないときは、準市内業者、県内業者、準県内業者、県外業者の順に地域要件を拡大するものとする。
- (4) 当該建設工事等の種別の入札参加資格者が僅少であるとき、当該建設工事等が特殊な内容であり、同種類似工事の施工実績を有する入札参加資格者が僅少であるとき、又は当該建設工事等の過去の入札実績から入札者が少数となることが見込まれるときのほか、委員会が必要と認めるときは、前各号の規定によらないことができるものとする。

第7 主観点のうち地域貢献により算出する点数の調整

- (1) 本運用基準第3第2号のイ)に定める地域貢献により算出した点数については、地域貢献の項目として定める施策を推進するため、要綱第7条第2項の規定により、資格及び格付の決定を受けた日の属する年度の翌年度に翌々年度の4月1日から3月31日までを有効期間とする格付の調整を行うものとする。

(2) 前号の格付の調整を行うに当たり、別記2の1及び2中「栃木市建設工事入札参加資格審査申請の資格審査までに」とあるのは「前年度の栃木市建設工事入札参加資格審査申請の資格審査又は別に定める期日までに」と、別記2の3、4、5及び6中「栃木市建設工事入札参加資格審査申請時点において」とあるのは「前年度の栃木市建設工事入札参加資格審査申請時点又は別に定める期日において」と、別記2の4中「申請日前2年の間に」とあるのは「前年度の申請日又は別に定める期日の前2年の間に」と読み替えるものとする。

附 則

この基準は、平成25年3月21日から適用する。

附 則

この基準は、平成25年4月12日から適用する。

附 則

この基準は、平成27年3月9日から適用する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成29年3月13日から適用する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成29年11月10日から適用する。

附 則

この基準は、平成30年12月5日から適用する。

附 則

この基準は、平成31年3月25日から適用する。

附 則

この基準は、令和元年11月5日から適用する。

附 則

この基準は、令和2年11月4日から適用する。

附 則

この基準は、令和3年3月9日から適用する。

附 則

この基準は、令和4年3月17日から適用する。

附 則

この基準は、令和4年10月12日から適用する。

附 則

この基準は、令和6年10月4日から適用する。

別記 1（第 3 第 2 号のア）関係）

1 工事受注件数

(1) 算出式

$$\text{工事受注件数} \times 5$$

ただし、15 点を上限とする。

(2) 工事受注件数の定義

ア) 令和 4 年度のうち令和 5 年 1 月 1 日から、令和 5 年度、令和 6 年度のうち令和 6 年 1 2 月 3 1 日までに受注した栃木市発注の予定価格 130 万円以上の工事をいう。

イ) 特定建設工事共同企業体による受注は、構成員が各々に 1 件を受注したこととして算出するものとする。

2 工事成績評定

(1) 算出式

$$(\text{工事成績評定点の平均値} - 70) \times 5$$

ただし、75 点を上限とする。

(2) 工事成績評定点の平均値

ア) 令和 4 年度のうち令和 5 年 1 月 1 日から、令和 5 年度、令和 6 年度のうち令和 6 年 1 2 月 3 1 日までに完成した工事のうち、栃木市建設工事検査規程（平成 22 年栃木市訓令第 72 号）に定める専門検査員又は特定検査員の検査による工事成績評定点を平均し、小数点以下第 1 位を四捨五入した値をいう。

イ) 特定建設工事共同企業体による受注は、構成員が各々に 1 件を受注したこととして算出するものとする。

3 優良建設業者表彰

(1) 算出式

優良建設業者としての表彰受賞について10点を加算する。

(2) 表彰受賞の定義

ア) 栃木市優良建設業者表彰要綱（平成25年栃木市告示第72号）の規定に基づき令和5年度及び令和6年度に優良建設業者として表彰を受賞した者をいう。

イ) 特定建設工事共同企業体による受賞は、構成員が各々に受賞したこととして算出するものとする。

4 指名停止措置

(1) 算出式

栃木市からの指名停止措置について10点を減算する。

(2) 指名停止措置の定義

栃木市競争入札参加資格者指名停止基準（平成22年栃木市告示第144号）の規定に基づき令和5年1月1日から令和6年12月31日までに栃木市から指名停止措置を受けた者をいう。

別記 2（第 3 第 2 号のイ）関係）

1 栃木市子育て応援企業登録制度実施要綱に基づく登録等

栃木市建設工事入札参加資格審査申請の資格審査までに、栃木市子育て応援企業登録制度実施要綱（平成 22 年栃木市告示第 91 号）第 5 条の規定による登録の決定を受けた者又は同要綱第 4 条の規定により、子育て応援企業登録申請書を提出し、受理された者に対し、10 点を加算するものとする。

2 栃木市消防団協力事業所表示制度実施要綱に基づく認定等

栃木市建設工事入札参加資格審査申請の資格審査までに、栃木市消防団協力事業所表示制度実施要綱（平成 26 年栃木市消防本部告示第 1 号）第 4 条の規定による認定を受けた者、同要綱第 3 条第 1 項の規定により、消防団協力事業所表示申請書を提出し、受理された者又は同条第 2 項の規定により消防団長等から推薦をされた者に対し、10 点を加算するものとする。

3 障がい者の雇用

栃木市建設工事入札参加資格審査申請時点において、障がい者を常時 1 名以上雇用しており、「身体障害者手帳」（1～6 級、7 級は障がい 2 以上重複する場合）、「療育手帳」又は「精神障害者保健福祉手帳」の必要事項の写し、及び常時雇用が確認できる資料を提出し、認められた者に対し 10 点を加算するものとする。

4 保護観察対象者等の雇用

栃木市建設工事入札参加資格審査申請時点において、宇都宮保護観察所に協力雇用主の登録を有し、申請日前 2 年の間に更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）第 48 条に規定する保護観察中の者又は同法第 85 条及び

第 8 6 条に規定する緊急保護の申出があった者を雇用した実績が確認できる資料を提出し、認められた者に対し 1 0 点を加算するものとする。

5 災害時の基礎的事業継続力認定

栃木市建設工事入札参加資格審査申請時点において、関東地方整備局「建設会社における災害時の事業継続力認定」に基づく建設会社における災害時の基礎的事業継続力認定を受け、確認できる資料を提出し、認められた者に対し 1 0 点を加算するものとする。

6 建設業労働災害防止協会への加入

栃木市建設工事入札参加資格審査申請時点において、労働災害防止団体法（昭和 3 9 年法律第 1 1 8 号）第 8 条第 2 号に掲げる建設業労働災害防止協会に加入していることが確認できる資料を提出し、認められた者に対し 1 0 点を加算するものとする。